

## 水の王国とやまプロジェクト助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とやま環境財団（以下「財団」という。）が行う、水の王国とやまプロジェクト助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付)

第2条 公益財団法人とやま環境財団理事長（以下「理事長」という。）は、とやまの清らかな水環境・豊かな水資源を将来にわたって保全、活用、PRしていくため、富山県内に活動拠点を有し、富山県内を中心に継続して活動しているNPO法人又はボランティア団体等（以下「NPO」という。）が行う次の各号の経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 水環境・水資源の保全に要する経費
- (2) 水環境・水資源の普及・啓発に要する経費

### (助成対象事業等)

第3条 この助成金の助成対象事業、助成対象団体、助成率、助成限度額及び助成対象経費は別に募集要領で定める。

### (助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（様式第1号）及び必要書類を所定の期日までに財団へ提出しなければならない。

2 学生ボランティア団体が申請する場合は、団体を指導する大学等の指導教官等を記載するものとする。

### (事前調査)

第5条 理事長は、必要があると認めるときは、申請事業に係る活動内容について助成金の交付を希望する者から、聴取等の調査をすることができる。

### (検討会の設置)

第6条 前条の申請書の内容を協議するため、水の王国とやまプロジェクト助成金検討会（以下「検討会」という。）を置くものとする。

### (助成金の交付決定)

第7条 理事長は、検討会の協議結果を尊重して、助成金の交付決定を行うものとする。

### (助成金の交付条件)

第8条 助成金の交付には、次のとおり条件を付する。

- (1) 助成対象事業の内容に大きな変更がある場合又は事業に要する経費総額が申請時点において100万円を超えており、20パーセント以上変更する場合においては、助成金変更交付

申請書（様式第2号）により理事長の承認を受けること。

- (2) 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合には、助成金変更交付申請書（様式第2号）により理事長の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、助成事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存する。

#### （助成金の支払）

第9条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の概算払いをすることができるものとする。

2 助成対象事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、概算払いを受けようとするときは、助成金請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

#### （活動の状況報告等）

第10条 財団は、必要があると認めたときは、助成事業者に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

#### （実績報告）

第11条 助成事業者は、事業終了後速やかに、実績報告書（様式第4号）に、理事長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

#### （助成金の額の確定）

第12条 理事長は、前条の実績報告があったときは、提出書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

2 助成金の額の確定に際して必要があると認める場合は、理事長は助成事業者に対して帳簿等の写しの提出又は閲覧を求めることができる。

3 理事長は、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、助成事業者にその金額を返金させるものとする。

#### （交付決定の取消）

第13条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等、その助成対象事業に関して助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

#### （助成金の返還）

第14条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(助成決定団体の情報公開)

第15条 助成事業者の申請・報告書類については、個人情報等を除き、財団の管理のもとに、一般に公開できるものとする。

2 理事長は、助成金の交付を受けた助成事業者に、助成の対象である事業・活動の実施結果を報告し参加者から助言等を受ける機会として、助成事業・活動成果発表会等を開催することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。